

ふるさと雇用再生特別基金事業  
訪問による若者（ニート）自立支援事業  
  
(事業委託仕様書)

目 次

1. 名称.....	1
2. 仕様概要.....	1
3. 事業の特徴.....	1
4. 委託業務内容（仕様） .....	1
5. 労働者の雇用要件および人件費（賃金等）について.....	3
6. 業務委託予定期間.....	4
7. 実施スケジュール（概要） .....	4
8. 予算限度額について(金額はいずれも税抜き).....	4
9. 質問について.....	6
10. その他の留意事項.....	6
11. 協議について.....	6

平成22年4月27日  
那覇市経済観光部商工農水課  
企業立地雇用対策室

## 1. 名称

訪問による若者（ニート）自立支援事業（以下、「本事業」という。）

## 2. 仕様概要

本事業は、「ふるさと雇用再生特別基金事業公募要領」により募集選定され、かつ、「沖縄県雇用再生特別事業補助金（ふるさと雇用再生特別交付金）」を活用して地域で事業を営む、または営むことを計画中の法人等に事業委託するものである。

受託事業者には、一定の条件にて求職者等の新規雇用を義務づけ、事業委託期間中の雇用継続を求める。また、委託期間終了後にも本事業を継続し、地域住民の利用者に信頼される事業として、また地域の活性化及び発展に貢献することを要望するものである。

本事業は、この仕様書に定める業務内容及び条件、並びに交付金に関する条件に従って受託執行することとする。

## 3. 事業の特徴

本事業は厚生労働省の「ふるさと雇用再生特別基金事業」のスキームに基づき委託するものであり、雇用機会を創出する効果が高い事業であることとし、地域求職者等を雇い入れて行うものとしている。また、委託期間終了後においても、その後の地域の発展に資すると見込まれる事業であって、継続的な雇用が見込まれることが期待されている。

つまり、本事業委託期間において委託業務を円滑に遂行することに加え、それ以降においても本事業で得られた技術や雇用・養成された人材を生かし、可能な限り事業の独立と継続・拡大を期待するものである。

## 4. 委託業務内容（仕様）

### 1) 業務の実施趣旨・目的

近年、いじめや貧困による教育格差や、また人間関係の希薄さ等々から、様々な問題を抱えた若者がひきこもり、社会から排除された状態が生まれている。

その中で、家庭内の現状は、若者本人のみならず、家族共々ひきこもる等、問題が複雑化し解決に困難を要する場合が多々みられる。

ひきこもり等の始まりは、小・中学校の不登校（様々な問題を抱えた要因がある）からで、長期に亘る、社会からの孤立によりコミュニケーション不足で社会生活への不適応となり、このひきこもりによる精神障害（統合失調症他）、対人恐怖症等々の問題がさらに社会参加を困難とし、包括的な支援が必要とされている。

このような状況下、訪問等支援を駆使し、どのような支援(方法)で社会へ送り出すかが喫緊の課題となっている。

## 2) 事業実施及び予定の期間

平成22年5月14日～平成23年3月31日

平成23年4月1日～平成24年3月31日（予定）

## 3) 事業費及び人件費

- ・事業予算として、次の表の記載する金額を上限とする。
- ・委託事業にかかる経費のうち、新規雇用者に向けられる人件費は、各年度の事業実績額の2分の1以上を設定することを要件とする。

年 度	委託費 (消費税込み)	事業費 (消費税込み)
平成22年度（11ヶ月）	10,632,000	5,316,000
平成23年度（12ヶ月）	11,572,000	5,786,000
合 計		

単位：円

## 4) 労働者の雇用

3項に述べた、「ふるさと雇用再生特別基金金事業」の主旨に基づき、受託予定の法人またはコンソーシアム（以下、「受託者」という）は、提案内容に記載された相応の地域求職者を新規に雇い入れることとする。

## 5) 各種必要設備の構築

受託業務を遂行するにあたり、必要な以下のような設備等については受託者自らが選定および調達・構築すること。 ※原則、リース、レンタルとなります。

- ① 広報・宣伝等、必要なパソコン等や通信などの周辺機器
- ② 事業実施するため拠点となる事務所等（改築費用等は認めません）
- ③ その他、本事業における委託業務を遂行するために必要とされる一切の設備
- ④ 研修の企画運営等

## 5. 労働者の雇用要件および人件費（賃金等）について

### 1) 労働者の募集

幅広い層の地域求職者等に雇用機会を与える観点から、特定の失業者のみを対象とした事業とならないようにするため、受託者は本事業において新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人の申込みのほか、文章による募集、直接募集においても募集の公開を図るものとする。

### 2) 労働者の雇用期間

新規雇用する労働者の雇用期間は、原則1年以上とし、更新ができるものであること。ただし、事業の性質上、当該事業に従事する労働者と1年間の雇用契約を締結することが適当でないと認められる場合には、必要に応じて、6ヶ月以上1年未満の雇用期間についても認めるものであること。

### 3) 失業であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとし、その際、失業確認票を作成し保管すること。

### 4) 賃金

本事業に新規雇用する労働者を対象に賃金相当額を支給するものとする。賃金の単価は国や各市等の地方公共団体、民間団体等の水準を参考に業務の内容に応じて常識を超えない範囲で当課と調整の上、設定するものとする。また、時間外勤務手当、住宅手当、期末手当、勤勉手当、退職金引当金等は対象としない。

賃金充当費（社会保険料は別途支給）

新規雇用者：4名 以上

常勤勤務（1日8時間、月20日勤務）

### 5) 社会保険料

本事業に従事する労働者に必要な社会保険料を対象に支給する。なお料率は平成22年3月現在のもので、法令により都度改定するものとする。

①健康保険料	0.04665
②介護保険料（必要な場合のみ）	0.0075

③児童手当（必要な場合のみ）	0. 0 0 1 3
④厚生年金保険料	0. 0 7 8 5 2
⑤雇用保険料	0. 0 0 9 5
⑥労災保険料	0. 0 0 3
⑦石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金	0. 0 0 0 0 5

#### 6. 業務委託実施及び予定の期間

平成22年5月14日～平成23年3月31日

平成23年4月 1日～平成24年3月31日（予定）

ただし、労働者の雇い入れに関する事項等、要件に満たない場合は契約を解除する。

#### 7. 実施スケジュール（概要）

事業の実施スケジュールを以下のとおり定める。なお、受託者の都合もしくは新規雇用者のスキル習得等の事由でスケジュールの変更を余儀なくされる場合は、事前に当課と調整・承諾の上、変更、実施すること。

平成22年 5月 委託契約

5月 訪問支援等支援内容スケジュール構築作業

6月以降 スケジュールに沿った支援を開始

平成23年4月 平成22年同様、訪問支援等を継続的に行い、就学、就業につなげる。

平成24年 3月 委託業務終了

4月以降 訪問支援に力を入れた事業を行い、継続的な支援を行う。

#### 8. 予算限度額について(金額はいずれも税込み)

本事業を遂行するにあたり下記の金額を上限として予算を設定する。なお、各項目における費用詳細や予算施行については定められた科目と年度を越えない範囲で、当課と調整のうえ、決定するものとする。

1) 積算基準

(平成22年度 平成22年5月～23年3月分)

委託事業対象経費	委託費の額
イ 人件費 基本給 (交通費含む) 社会保険料	5,316千円 以上 ※消費税込み
ロ 事業費 消耗品 賃借料 水道光熱費 リース、レンタル料 通信運搬費 管理費 等	5,316千円 以下 ※消費税込み
合 計	10,632千円

(平成23年度 平成23年4月～平成24年3月分)

委託事業対象経費	委託費の額
イ 人件費 基本給 (交通費含む) 社会保険料	5,786千円 以上 ※消費税込み
ロ 事業費 消耗品 賃借料 水道光熱費 リース、レンタル料 通信運搬費 管理費 等	5,786千円 以下 ※消費税込み
合 計	11,572千円

## 9. 質問について

公募開始日より提案書提出日まで、問い合わせについては下記まで連絡すること。但し、対応はメールによる質問のみ。提案者からの質問内容及び当市の返答内容は、提案する者全員に報告するものとする。

◆那覇市経済観光部商工農水課 企業立地雇用対策室

担当 宮城 安伸 E-mail : [40355YASU@neo.city.naha.okinawa.jp](mailto:40355YASU@neo.city.naha.okinawa.jp)

## 10. その他の留意事項

### 1) 契約および支払いについて

業務委託契約の締結は平成22年5月14日(予定)とする。支払いに関する事項は後日通知する。

### 2) 知的財産権について

原則として、本事業により得られた知的財産権は当市に帰属することとする。

①出願・申請の手続きを行う場合、当市に報告することとする。

②当市が公共の利益のために要請する場合、当市に対し当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

③正当な理由なく取得した知的財産権を相当期間活用していない場合、当市の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。

## 11. 協議について

この仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいはこの仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は那覇市と協議すること。

以 上